

(証券コード 5237)
平成30年6月8日

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地
株式
会社 **ノザワ**
代表取締役社長 野澤俊也

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第158期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第158期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役2名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nozawa-kobe.co.jp>)に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善が続くなか、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。建築材料業界におきましては、建設工事費の上昇懸念や慢性的な技能工不足など、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、平成29年8月に創業120周年を迎えることができました。この節目の年に、当社は押出成形セメント板「アスロック」を、発売以来47年振りのリニューアルで「アスロックNeo」へと全面切替を行い、さらに、中低層から高層・超高層までの全ての市場で当社オリジナル工法をご提供すべく「アスロックNeo-HS（ハイスペック）」を発売いたしました。

従来のアスロックは国内外で幅広く採用され、発売以来優れた性能と高い強度を評価をいただいでいました。しかし昨今の地球温暖化によるゲリラ豪雨や台風、地震の増加など急速な地球環境の変化に対応すべく、また、お客様の大切な資産価値をより長期にわたり維持していただけるよう、アスロックをさらに強靱な性能を備えた製品に進化させたものが高耐久性押出成形セメント板「アスロックNeo」です。

この「アスロックNeo」の発売に合わせて、高層パネル留付け部の安全性を大幅に向上した高耐力角ナット「NVナット」を昨年6月に発売、標準仕様化いたしました。また、「アスロックNeo」900mm巾シリーズの専用留付け金具として、優れた耐風圧性能を備え、現場省力化にも貢献する高耐力クリップ「HZクリップ（ハイパーZクリップ）」を11月に発売いたしました。当社独自の技術によりクリップ形状を改良、ボルト1本で従来品と同等の性能を発揮し、現場作業を大幅に省力化することが可能となります。

販売部門では、建設業界が抱える技能工不足による工期遅延問題を解消する業界初の省力化工法「アスロックLS工法」並びに「工場プレ加工」の販売数量を伸ばしました。また、剥離の心配なくタイル調デザインの美しさを保ち、経済性、施工効率向上にも寄与する「グリッドデザインシリーズ」、組み合わせ次第で外壁デザインを無限に広げ、ビル外観の表情を豊かに演出する「デザインパネル」の販売数量も堅調に伸ばしております。

生産部門では、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動により各工程の生産性、品質を向上させ、コスト削減に取り組みました。

管理部門では、システム構築による業務効率化、資材調達の安定供給及びコストダウンに努めました。

海外事業では、中国における「アスロック」の認知度が向上し、大型データセンターの外装に採用されるなど、販売数量は堅調に推移しました。

マインケミカル事業では、国内各地でミネラル肥料「マインマグ」の施用効果を高く評価いただき、販売数量は過去最高を更新いたしました。特に北海道では水稲、畑作物でご採用いただき、最も販売数量を伸ばしております。また、「マインマグ」の製造拠点であるフラノ事業所では、地元の皆様のご協力のもと、観光シーズンに合わせて遊休グラウンドでひまわり畑を作り、3,000㎡の花畑をふらの観光協会のWEBサイトでとりあげていただくなど、観光客の方々に富良野市の魅力を伝えるお手伝いにも注力いたしました。

これらの結果、品種別売上高については、主力の押出成形セメント板「アスロック」は149億64百万円（前期比2.4%減少）、住宅用軽量外壁材は23億12百万円（前期比8.0%増加）となり、押出成形セメント製品合計では172億76百万円（前期比1.2%減少）に、耐火被覆等は11億3百万円（前期比41.6%減少）、スレート関連は8億58百万円（前期比3.4%減少）となったこと等から、当連結会計年度の売上高は222億13百万円（前期比3.9%減少）となりました。

利益面については、製造原価低減並びに経費削減に努めてまいりましたが、工事の伸び悩みや原材料価格高騰、物流費・人件費の増加などから、営業利益は26億91百万円（前期比18.8%減少）、経常利益は27億16百万円（前期比16.9%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億81百万円（前期比16.4%減少）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

(1) 押出成形セメント製品部門（アスロック、住宅用軽量外壁材）

アスロックは、省力化工法の販売数量を伸ばしましたが、工事の伸び悩みにより売上高は149億64百万円（前期比2.4%減少）となりました。住宅用軽量外壁材については売上高23億12百万円（前期比8.0%増加）となりました。その結果、当部門の売上高は172億76百万円（前期比1.2%減少）となりました。

(2) スレート部門

住宅設備市場での競争の激化等により当部門の売上高は8億58百万円（前期比3.4%減少）となりました。

(3) その他の部門

耐火被覆等工事が減少したこと等から、当部門の売上高40億78百万円（前期比14.1%減少）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、埼玉工場及び播州工場の「アスロック」の製造設備の更新等を実施し、総額8億67百万円となりました。

3. 資金調達の状況

資金調達の安定化、資金効率・金融収支の改善を目的として、取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結いたしておりますが、当連結会計年度末の金融機関よりの借入金はありません。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、米国の政策動向や北朝鮮・中東情勢など地政学的リスク、不安定な為替・株式市場など今後も世界経済は不透明な状況で推移すると見込まれます。建築材料業界におきましても、今後ますます深刻化する技能工不足に伴う労働供給制約により建設投資の低迷が懸念されるなど、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか、当社は121年目の新たなスタートとなる本年、これまでの歴史や実績を礎に、未来に向けて大きく発展する企業を目指してまいります。

販売部門では、「アスロックNeo」「アスロックNeo-HS」の高層建築における性能を顧客にご理解いただけるようPRし、中低層から超高層までの全ての市場で採用拡大を図るとともに、「アスロックLS工法」をはじめとした施工現場の省力化を実現する商品の拡販に注力し、工期短縮・現場コストダウンに貢献してまいります。ボードにつきましては、既存用途にとらわれず、顧客ニーズに合わせた付加価値を開発・提案し、受注拡大に努めてまいります。

生産部門では、NNPS改善活動により品質・コスト・納期全ての面でお客様の要求に応え、「アスロックNeo」のより高い安全性と信頼性を安定して提供できるよう、これまでに蓄積された当社独自の製造技術をより一層発展させてまいります。

開発部門では、「いつも新しいことを」の理念のもと、多様化する顧客ニーズに対応し、環境問題の解消に寄与する技術・サービスの開発を通じて、他社との競争優位を確立してまいります。

管理部門では、各部門と連携して業務効率化の推進、原材料の調達コストダウン、問題発見解決型の人財育成を進め、経営基盤強化を図ってまいります。

海外事業では、「野澤貿易（上海）有限公司」は、中国大都市圏において施主・設計院へのPRを行い「アスロック」の受注拡大につなげるとともに、中国以外のアジア諸国においても市場開拓を進めてまいります。「野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司」は、中国顧客の求める性能・意匠・納期に応え、更なるコストダウンに取り組んでまいります。

マイケミカル事業では、「マインマグ」をより多くの作物でご使用いただき、評価いただけるよう、土壌や作物に応じた肥料の用法を追求するとともに、ラインアップの充実に努めてまいります。また、フラノ事業所では、花畑づくりを継続し、富良野市の魅力を発信するお手伝いをとおして、地域社会への貢献にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当連結会計年度)
売上高	千円 20,964,547	千円 21,821,979	千円 23,118,055	千円 22,213,232
経常利益	千円 2,617,283	千円 3,133,061	千円 3,269,883	千円 2,716,630
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円 1,700,513	千円 1,515,847	千円 2,249,476	千円 1,881,022
1株当たり当期純利益	73円90銭	66円45銭	197円24銭	164円95銭
総資産	千円 23,516,068	千円 22,898,576	千円 24,683,357	千円 26,379,525
純資産	千円 12,744,426	千円 13,200,387	千円 15,454,534	千円 16,943,334

- (注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 平成28年度の1株当たり当期純利益については、平成28年10月1日付で普通株式について2株を1株の割合で株式併合を行っております。平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- (2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ノザワ商事	神戸市中央区	百万円 50	% 100	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業
野澤貿易（上海）有限公司	中国上海市	28	100	建築資材の販売と輸出入
野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司	中国遼寧省瀋陽市	1,000	51	建築材料の生産と販売

(注) 出資比率は、間接保有割合を含んでおります。

7. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、押出成形セメント製品（アスロック・住宅用軽量外壁材）、スレート、不燃混和材、耐火被覆材（コーベックス）等の製造・販売・施工及び石綿除去工事並びに建設資材販売、肥料の製造・販売、一般建設業、損害保険代理業、生命保険募集業を行っております。

8. 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

(1) 当社

株式会社ノザワ

本社 神戸市中央区浪花町15番地
支店 札幌（札幌市） 仙台（仙台市）
東京（東京都中央区）
名古屋（名古屋市） 関西（神戸市）
広島（広島市） 九州（福岡市）
工場 埼玉（埼玉県吉見町）
播州（兵庫県播磨町）
高砂（兵庫県高砂市）
フラノ（北海道富良野市）
技術研究所 埼玉県深谷市

(2) 子会社

株式会社ノザワ商事

本社 神戸市中央区浪花町15番地
支店 仙台（仙台市）
東京（東京都中央区）
関西（神戸市）

株式会社ノザワトレーディング

本社 神戸市中央区浪花町15番地

野澤貿易(上海)有限公司

本社 中国上海市

野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司

本社 中国遼寧省瀋陽市

9. 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）
338名	（15名増）

（注） なお、従業員の中には臨時従業員130名（前期100名）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
300名	（11名増）	44.3歳	20.5年

（注） 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
なお、従業員の中には臨時従業員123名（前期92名）は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,075,000株 (自己株式671,433株を含む)
3. 株主数 2,907名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	567千株	4.97%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	559	4.90
神 栄 株 式 会 社	486	4.26
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	436	3.82
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	416	3.65
C B C 株 式 会 社	301	2.64
日 工 株 式 会 社	284	2.49
ノ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	272	2.38
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	262	2.30
株 式 会 社 ト フ ヤ マ	262	2.30

- (注) 1. 持株数は千株未満の端数を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式(671,433株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野澤俊也	
専務取締役	三原伸夫	管理本部長 兼野澤貿易(上海)有限公司監事
専務取締役	田淵義章	販売部掌 兼(株)ノザワ商事代表取締役会長
常務取締役	坂本茂紀	販売本部長 兼(株)ノザワ商事取締役
常務取締役	三浦竜一	技術本部長 兼生産技術部長 兼品質保証室長 兼NNPS推進室長 兼環境推進室長 兼ISO推進室長
取締役	佐々木三七司	生産担当
取締役	肥後竜也	海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
取締役	松村正昭	設備担当
取締役	西岡誠司	管理本部副本部長 兼(株)ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事
取締役	羽尾良三	弁護士 垂水ゴルフ(株)監査役 (株)新井組社外監査役 明貨トラック(株)監査役 甲南大学法科大学院教授
取締役	犬賀一志	ビオフェルミン製薬(株)社外取締役
常勤監査役	松永豊	(株)ノザワ商事監査役
監査役	吉田眞明	税理士
監査役	檀上秀逸	公認会計士 川上塗料(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役羽尾良三氏、犬賀一志氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役吉田眞明氏、檀上秀逸氏は、社外監査役であります。
 監査役檀上秀逸氏は、平成30年2月23日付で川上塗料(株)の社外監査役に就任いたしました。

3. 常勤監査役松永豊氏は、多年にわたり当社の管理本部担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役吉田眞明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役檀上秀逸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、羽尾良三氏、犬賀一志氏及び吉田眞明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

平成29年5月1日付

氏名	変更前	変更後
三浦 竜一	取締役 技術本部長 兼開発部長	取締役 技術本部長

平成29年6月29日付

氏名	変更前	変更後
三浦 竜一	取締役 技術本部長	常務取締役 技術本部長
佐々木 三七司	専務取締役 技術管掌	取締役 生産担当

平成29年9月25日付

氏名	変更前	変更後
三浦 竜一	常務取締役 技術本部長	常務取締役 技術本部長 兼生産技術部長 兼品質保証室長 兼N N P S 推進室長 兼環境推進室長 兼I S O 推進室長
松村 正昭	取締役 埼玉工場長	取締役 設備担当

平成30年3月1日付

氏名	変更前	変更後
三原 伸夫	専務取締役 管理本部長 兼(株)ノザワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事	専務取締役 管理本部長 兼野澤貿易(上海)有限公司監事
田淵 義章	専務取締役 販売管掌 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長	専務取締役 販売管掌 兼(株)ノザワ商事代表取締役会長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
西岡 誠司	取締役 管理本部副本部長 兼総務部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事	取締役 管理本部副本部長 兼(株)ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事

平成30年3月7日付

氏名	変更前	変更後
田淵義章	専務取締役 販売管掌 兼(株)ノザワ商事代表取締役会長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長	専務取締役 販売管掌 兼(株)ノザワ商事代表取締役会長
肥後竜也	取締役 海外事業部担当 兼営業推進室長	取締役 海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 11名 289,425千円 (うち社外取締役 2名 8,000千円)
 監査役 3名 18,176千円 (うち社外監査役 2名 7,400千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役羽尾良三氏の兼職先である垂水ゴルフ㈱、㈱新井組、明貨トラック㈱、甲南大学法科大学院とは特別な関係はありません。

社外取締役犬賀一志氏の兼職先であるビオフェルミン製薬㈱とは特別な関係はありません。

社外監査役檀上秀逸氏の兼職先である川上塗料㈱とは特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動の状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	羽尾 良三	当事業年度の取締役会には、15回中14回出席しました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	犬賀 一志	当事業年度の取締役会には、15回中15回出席しました。主に金融機関での長年の経験から幅広い視点での発言を行っております。
社外監査役	吉田 眞明	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、また監査役会には18回中18回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	檀上 秀逸	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、また監査役会には18回中18回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役羽尾良三氏、同犬賀一志氏、及び、監査役吉田眞明氏、同檀上秀逸氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

V. 会計監査人の状況

1. 名称 新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額 25,000千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動規範とする。
- ② コンプライアンス推進委員会を所管するコンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とする社内倫理委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告し是正を図る。
- ③ 取締役及び監査役が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社内倫理委員会事務局に報告するものとする。使用人がコンプライアンス上問題ある行為等について発見した場合には、コンプライアンス・ホットラインを通じて直接情報提供を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を定める。
- ② 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、担当取締役は社長に報告し対策本部を設け迅速に対応する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び本部長を委嘱された取締役で構成する本部長会を経て、取締役会で審議・承認を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務運営規則に、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

(5) **当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社及び当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する部署を設け、当社及び当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役及び当社グループの社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ③ 監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社取締役及び監査役、当社グループの社長に報告する。監査室は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 当社は、子会社の管理責任を明確にするため、子会社毎に担当役員を定める。子会社の役員は、定期的に当社の担当役員へ、業績・その他重要な情報を報告する。

(6) **監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) **監査役職務を補助すべき使用人に対する実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社及び当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

(8) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する。監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ② 当社は、上記の報告および上記1. (1)③の情報提供を行った役員・使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、顧問弁護士及び監査契約を締結した監査法人の公認会計士より、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ② 監査役は、社長・取締役と定期的に意見交換を行う。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役の職務の執行については、取締役会を年15回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

コンプライアンス体制については、コンプライアンス体制に係る規程の運用を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を目的として社内研修を実施しました。

リスク管理体制については、リスク管理規程の運用を図り、情報セキュリティポリシーの改定等、必要に応じて対応を実施しました。

内部監査については、当社及びグループ会社を対象に業務の遂行状況、内部統制システムの運用状況や会計に関する監査を実施し、必要に応じて改善策を講じました。

監査役の監査体制については、監査役会を年18回開催し、監査方針・監査計画の決定、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの運用状況を確認しました。

監査役は監査室(監査役の職務を補助すべき使用人1名)と監査計画策定、内部監査での問題点に関する意見交換を随時行い、主な事業所などについては実地監査を行いました。また、社外取締役及び会計監査人とは定期的に情報共有を行いました。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

1. 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
2. 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
3. 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一・法令遵守・人権尊重・環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がれるものと考えております。

(3) **基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また平成29年6月29日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただき、現在に至っております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(12,641,101)	流動負債	(5,287,389)
現金及び預金	5,017,672	支払手形及び買掛金	3,340,435
受取手形及び売掛金	5,774,477	リース債務	10,350
商品及び製品	634,326	未払法人税等	379,056
仕掛品	4,133	賞与引当金	278,000
原材料及び貯蔵品	167,964	その他	1,279,547
未成工事支出金	206,603	固定負債	(4,148,800)
繰延税金資産	191,074	長期借入金	245,000
その他	647,630	リース債務	24,438
貸倒引当金	△2,781	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
固定資産	(13,738,423)	退職給付に係る負債	1,987,361
(有形固定資産)	(10,010,256)	資産除去債務	13,818
建物及び構築物	1,998,929	繰延税金負債	17,616
機械装置及び運搬具	1,132,859	その他	393,826
土地	6,473,480	負債合計	9,436,190
リース資産	33,334	(純資産の部)	
建設仮勘定	101,448	株主資本	(12,802,156)
その他	270,204	資本金	2,449,000
(無形固定資産)	(24,717)	資本剰余金	1,470,572
電話加入権	8,359	利益剰余金	9,142,338
ソフトウェア	15,499	自己株式	△259,754
その他	859	その他の包括利益累計額	(4,141,178)
(投資その他の資産)	(3,703,449)	その他有価証券評価差額金	910,006
投資有価証券	2,954,129	土地再評価差額金	3,142,030
繰延税金資産	220,581	為替換算調整勘定	273,941
その他	606,843	退職給付に係る調整累計額	△184,799
貸倒引当金	△78,104	純資産合計	16,943,334
資産合計	26,379,525	負債純資産合計	26,379,525

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,213,232
売上原価	14,630,977
売上総利益	7,582,255
販売費及び一般管理費	4,890,292
営業利益	2,691,962
営業外収益	
受取利息	151
受取配当金	65,813
その他	53,905
営業外費用	
支払利息	9,533
その他	85,669
経常利益	2,716,630
特別損失	
固定資産除却損	36,719
税金等調整前当期純利益	2,679,910
法人税、住民税及び事業税	779,608
法人税等調整額	19,279
当期純利益	1,881,022
親会社株主に帰属する当期純利益	1,881,022

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日残高	2,449,000	1,470,572	7,717,479	△259,006	11,378,045
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△456,163		△456,163
親会社株主に帰属する当期純利益			1,881,022		1,881,022
自己株式の取得				△748	△748
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,424,859	△748	1,424,110
平成30年3月31日残高	2,449,000	1,470,572	9,142,338	△259,754	12,802,156

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価差額金	土 再 地 再 評 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 金 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成29年4月1日残高	822,778	3,142,030	276,262	△164,582	4,076,489	15,454,534
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△456,163
親会社株主に帰属する当期純利益						1,881,022
自己株式の取得						△748
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	87,227	-	△2,321	△20,216	64,689	64,689
連結会計年度中の変動額合計	87,227	-	△2,321	△20,216	64,689	1,488,799
平成30年3月31日残高	910,006	3,142,030	273,941	△184,799	4,141,178	16,943,334

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称 4社 (株)ノザワ商事、(株)ノザワトレーディング、野澤貿易(上海)有限公司、野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司)

② 非連結子会社 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社2社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該事業年度に係る財務諸表を基礎として連結計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券……時価のあるもの

連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金……個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

……建物、平成28年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお建物、平成28年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

- 無形固定資産（リース資産を除く）
 ……定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- 長期前払費用……………均等償却を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 ……数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,182,749千円

(2) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

(i)工場財団

建物及び構築物	861,369千円
機械装置及び運搬具	1,095,565千円
土地	5,507,920千円
小計	7,464,855千円

(ii)その他

投資有価証券	145,650千円
小計	145,650千円

② 担保に係る債務

(i)工場財団の資産は、銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

(ii)支払手形及び買掛金 125,727千円

(3) 偶発債務

平成19年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社グループの事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 12,075,000株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 671,433株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	456,163千円	40円	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	513,160千円	45円	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等からの借入により資金調達を行う方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
① 現金及び預金	5,017,672	5,017,672	—
② 受取手形及び売掛金	5,774,477	5,774,477	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	2,905,023	2,905,023	—
④ 支払手形及び買掛金	(3,340,435)	(3,340,435)	—
⑤ 長期借入金	(245,000)	(245,000)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額49,106千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,485円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 164円95銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記事項に関する注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,683,349千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

1,748,566千円

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(11,617,649)	流動負債	(5,545,261)
現金及び預金	4,833,617	支払手形	1,523,824
受取掛手	2,790,843	買掛金	1,783,963
商品及び製品	2,608,451	関係会社短期借入金	718,913
仕掛及び製材	622,079	リース債	10,350
材料及び貯蔵品	4,133	未払金	205,957
未成工事支出品	109,806	未払費用	485,058
前払税金	20,582	未払法人税等	371,876
繰延税金資産	104,117	未成工事受入金	30,573
未収金の入金	185,313	預り金	45,177
貸倒引当金	323,092	賞与引当金	264,000
	16,612	設備関係支払手形	104,522
	△1,000	その他	1,045
固定資産	(13,725,007)	固定負債	(3,656,654)
(有形固定資産)	(10,010,154)	リース債	24,438
建物	1,910,938	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
構築物	87,990	退職給付引当金	1,721,157
機械及び装置	1,108,711	受入保証金	369,741
車両運搬具	24,147	資産除去債	13,818
工具、器具及び備品	270,101	その他	60,760
土地	6,473,480	負債合計	9,201,916
建物	33,334		
(無形固定資産)	(24,349)	(純資産の部)	
電話加入権	7,990	株主資本	(12,124,896)
ソフトウェア	15,499	資本金	2,449,000
その他(投資その他の資産)	859	資本剰余金	1,190,882
投資有価証券	(3,690,503)	資本準備金	612,250
関係会社株	2,859,184	その他資本剰余金	578,632
出資	40,000	利益剰余金	8,839,592
従業員に対する長期貸付金	20	その他利益剰余金	8,839,592
関係会社長期貸付金	542	繰越利益剰余金	8,839,592
産更生債権等	255,000	自己株	△354,578
長期前払費用	28,550	評価・換算差額等	(4,015,844)
差入保証金	10,607	その他有価証券評価差額金	873,814
保険積立金	255,077	土地再評価差額金	3,142,030
繰延税金資産	252,486	純資産合計	16,140,740
貸倒引当金	141,106	負債純資産合計	25,342,656
	△152,072		
資産合計	25,342,656		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	19,046,298
売 上 原 価	11,854,786
売 上 総 利 益	7,191,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,536,118
営 業 利 益	2,655,393
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6,542
受 取 配 当 金	64,991
そ の 他	45,756
	117,290
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	13,937
そ の 他	89,226
	103,163
経 常 利 益	2,669,520
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	36,719
	36,719
税 引 前 当 期 純 利 益	2,632,800
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	772,285
法 人 税 等 調 整 額	14,626
	786,912
当 期 純 利 益	1,845,887

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
平成29年4月1日残高	2,449,000	612,250	578,632	7,449,868	△353,829	10,735,921
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△456,163		△456,163
当期純利益				1,845,887		1,845,887
自己株式の取得					△748	△748
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,389,723	△748	1,388,975
平成30年3月31日残高	2,449,000	612,250	578,632	8,839,592	△354,578	12,124,896

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成29年4月1日残高	793,313	3,142,030	3,935,343	14,671,265
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△456,163
当期純利益				1,845,887
自己株式の取得				△748
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	80,500	-	80,500	80,500
事業年度中の変動額合計	80,500	-	80,500	1,469,475
平成30年3月31日残高	873,814	3,142,030	4,015,844	16,140,740

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

当事業年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………建物、平成28年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお建物、平成28年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,683,973千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| ① 短期金銭債権 | |
| 受取手形 | 456,462千円 |
| 売掛金 | 63,622千円 |
| ② 短期金銭債務 | |
| 支払手形 | 176,175千円 |
| 買掛金 | 581千円 |
| (3) 担保に供している資産及び対応する債務 | |
| ① 担保に供している資産 | |
| (i) 工場財団 | |
| 建物 | 777,899千円 |
| 構築物 | 83,470千円 |
| 機械及び装置 | 1,095,565千円 |
| 土地 | 5,507,920千円 |
| 小計 | 7,464,855千円 |
| (ii) その他 | |
| 投資有価証券 | 145,650千円 |
| 小計 | 145,650千円 |
| ② 担保に係る債務 | |
| (i) 工場財団の資産は、銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。 | |
| (ii) 支払手形 | 85,517千円 |
| 買掛金 | 40,210千円 |
| (4) 保証債務 | |
| 関係会社の仕入債務に対する債務保証 | |
| (株)ノザワ商事 | 73,547千円 |
| (5) 偶発債務 | |
| 平成19年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。 | |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	547,742千円
仕入高	16,776千円
② 営業取引以外の取引高	37,167千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 671,433株

6. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産・繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	80,731千円
投資有価証券評価損否認	1,382千円
退職給付引当金等	526,329千円
貸倒引当金繰入限度超過額	51,077千円
ゴルフ会員権評価損否認	2,163千円
未払費用等否認	113,436千円
減損損失	24,322千円
役員退職慰労金	18,580千円
未払事業税	24,158千円
関係会社出資金評価損	164,520千円
その他	11,595千円
繰延税金資産小計	1,018,297千円
評価性引当額	△306,654千円
繰延税金資産合計	711,643千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	384,921千円
資産除去債務	301千円
繰延税金負債合計	385,223千円
繰延税金資産純額	326,420千円

(2)再評価に係る繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

土地の再評価に係る繰延税金資産	57,377千円
評価性引当額	△57,377千円
土地の再評価に係る繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

土地の再評価に係る繰延税金負債	1,466,739千円
土地の再評価に係る繰延税金負債純額	1,466,739千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議決権等の所有割合(%)	議決権等の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	取引条件及び取引条件の決定方針	科 目	期末残高(千円)
株式会社ノザワ商事	100	—	商品及びの売 製 品 の 販 売	536,068	注1・2・3	受取手形 売 掛 金	456,462 63,622
			工 事 の 発 原 注 及 び 材 料 の 入 材 仕 入	16,776	注1・2・3	支払手形 買 掛 金	176,175 581
			保 証 債 務	73,547	注4	—	—
			事 務 所 の 貸 賃	4,140	注1・2	—	—
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	51	—	受 取 利 息	6,332	注1	関係会社 長 期 貸 付 金	255,000

注1. 一般的な取引条件を勘案して合理的に決定しております。

注2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

注3. 期末残高には消費税等が含まれております。

注4. 当社は、子会社の仕入債務に対して、債務保証を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,415円41銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 161円86銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記に関する事項

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,683,349千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

1,748,566千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 田 豊 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 田 博 信 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

株式会社 ノ ザ フ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 田 豊 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 田 博 信 [㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノザフの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

株式会社 ノザワ 監査役会

常勤監査役 松 永 豊 ㊟

社外監査役 吉 田 眞 明 ㊟

社外監査役 檀 上 秀 逸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき45円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金45円 総額 513,160,515円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役三原伸夫、田淵義章の両氏が辞任いたしますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はまもと こうじ 濱本康二 (昭和39年12月28日生)	昭和63年4月 当社入社 平成20年4月 当社技術研究所長(現任) 平成30年3月 当社研究開発統括(現任) 平成30年5月 当社技術本部副本部長(現任) 当社生産技術部長(現任) 当社環境推進室長(現任) 当社ISO推進室長(現任)	2,600株
	(取締役候補者とした理由) 濱本康二氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり技術研究所を指揮し研究開発部門での豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。		
2	よねだ つよし 米田剛 (昭和41年2月9日生)	昭和63年4月 当社入社 平成23年10月 野澤貿易(上海)有限公司董事(現任) 野澤貿易(上海)有限公司総経理 平成26年3月 当社関西支店長(現任)	2,000株
	(取締役候補者とした理由) 米田剛氏を取締役候補者とした理由は、海外赴任経験によりグローバルな視点をもち長年にわたる販売部門での豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。		

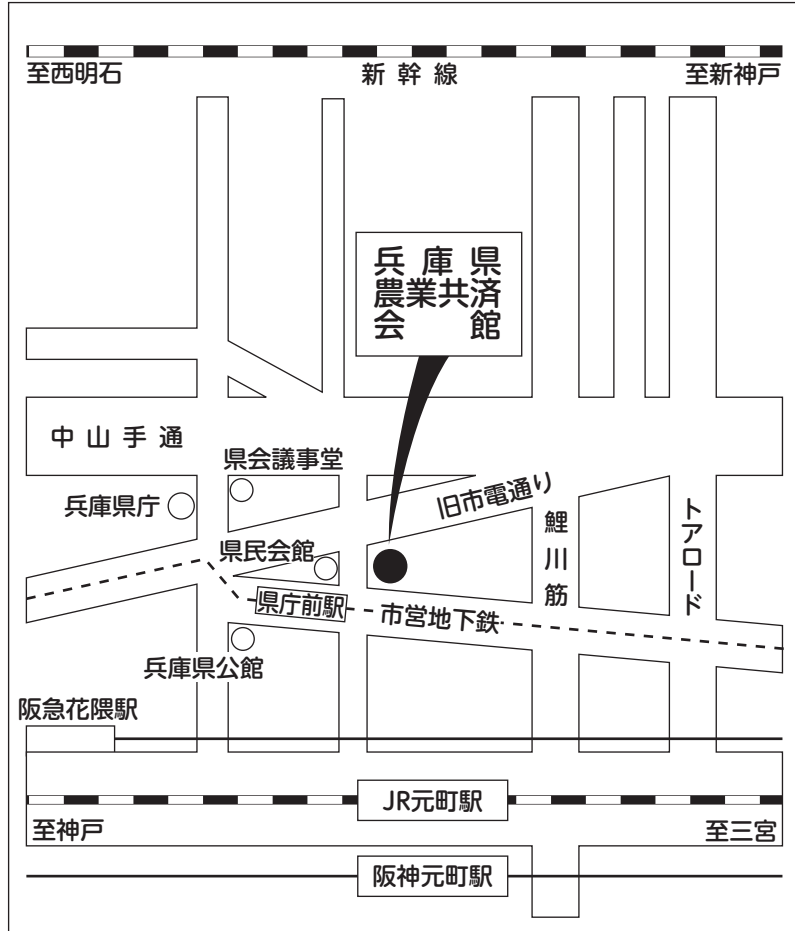
(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 両候補者は、三原伸夫、田淵義章の両氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款規定により平成31年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
電話(078)332-7165



(市営地下鉄県庁前駅東出口②すぐ)
(JR・阪神元町駅東口より山側徒歩6分)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。